

不在者投票制度

滞在先・転出先などでの不在者投票

市外の滞在先や転出先などでの不在者投票を希望する方は、三鷹市選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、送付された投票用紙などを滞在先・転出先の選挙管理委員会へお持ちください。

申 直接または郵送で「〒181-8555三鷹市選挙管理委員会」(第三庁舎)へ
※投票用紙などの請求書は市ホームページから入手できます。

病院などでの不在者投票

東京都が指定した不在者投票指定施設の病院などに入院・入所している方で、投票日に指定された投票所に行くことが困難な方は、施設内で不在者投票ができます。

郵便などによる不在者投票

市の選挙人名簿に登録されており、身体に重度の障がいがある方や戦傷病者手帳をお持ちの方など、要件に該当する方は、事前の申請により同制度を利用できます。また、特例により、新型コロナウイルス感染症で、自宅や宿泊施設で療養中の方(濃厚接触者は除く)も対象となる場合があります。詳しくは選挙管理委員会☎内線3036へお問い合わせください。

投票所における新型コロナウイルス感染症対策

アルコール消毒液の設置、投票所の換気、記載台・鉛筆の定期的な消毒、飛沫(ひまつ)感染防止対策の実施、混雑時の入場制限

※有権者の皆さんには、マスクの着用や手指の消毒などの対策にご協力をお願いします。



AIチャットボットがご案内します

「期日前投票はどこでできるの?」「自分の投票区はどこ?」など、AI(人工知能)を活用して自動で回答します。



令和4年度



保育園などの入園申し込み

問 子ども育成課(市役所4階45番窓口) ☎内線2732

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、申し込みは郵送のみで受け付けます。書類の提出が間に合わないと、選考の対象外となりますので、締め切りに余裕を持って提出してください。

人 保護者の就労などで4年4月から入・転園を希望する方(3年度の入園を待機中の方を含む)

※これから生まれるお子さんは、4年2月3日(休)までに生まれた方が対象です。

申 10月29日(金)(必着)までに必要書類を「〒181-8555子ども育成課」へ

入園案内は同課、市政窓口、認可保育園、のびのびひろば、すくすくひろば、みとか子育てねっと **HP** <https://www.kosodate.mitaka.ne.jp/>で入手できます。



市外の保育園への申し込みも受け付けは三鷹市です

申 入園を希望する自治体の締め切り日の10日前までに同課へ

※必要書類など、詳しくは申込先の自治体にご確認ください。



障がい・医療的ケア児の保育(ケアプラス保育)入園申し込み

申 子ども発達支援センター☎0422-45-1122へ相談のうえ、10月25日(月)～29日(金)に必要書類を同課へ

代理投票・点字投票

心身の状態などにより、自ら投票用紙に書くことができない方は「代理投票」が、また、目が不自由な方は「点字投票」が利用できますので、投票所の係員にお申し出ください。

車いすなどを貸し出します

投票所には車いすや老眼鏡を用意しています。必要な方は、投票所の係員にお申し出ください。

投・開票速報はインターネットで

投票日当日は、市ホームページで投票速報をお知らせします。

利用時間 10月31日(日) 午前9時から

HP <https://www.city.mitaka.lg.jp/>

※開票速報は、東京都選挙管理委員会のホームページ **HP** <https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>をご覧ください。

開票について

開票は10月31日(日)午後9時から、SUBARU総合スポーツセンターメインアリーナで行います。三鷹市の選挙人であれば参観できます。受け付けは当日会場で行います。

選挙に伴い東多世代交流センターを休館します

ご不便をお掛けして申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願いします。

日 10月28日(木)午後、29日(金)終日

期日前投票所として使用するため、「ゆうぎしつ」は利用できません。

日 10月30日(土)・31日(日)終日

投票所として使用するため、臨時休館します。

問 同センター☎0422-44-2150



令和4年度



学童保育所の入所申し込み

問 児童青少年課(市役所4階41番窓口) ☎内線2713

保護者の就労などのため、下校後など(午後6時まで、延長は7時まで)の育成を必要とする児童が対象です。申し込みは原則として郵送で受け付けます。

人 4年4月に新小学1～3年生になるお子さん

※市内学童保育所に在籍中で、4月以降も引き続き入所を希望する方も申し込みが必要です。

申 11月15日(月)(必着)までに必要書類を「〒181-8555児童青少年課」へ(継続の方は入所している学童保育所への提出も可)



障がいのあるお子さんの入所申し込み

人 4年4月に新小学1～4年生になるお子さんで、学童保育所での集団生活が可能な方

申 10月29日(金)(必着)までに必要書類を「〒181-8555児童青少年課」へ(継続の方は入所している学童保育所への提出も可)

入所案内は、市ホームページでご覧いただけるほか、同課、市政窓口、市内保育園・幼稚園、学童保育所、三鷹市社会福祉協議会、のびのびひろば、すくすくひろばなどで入手できます。

問 子ども家庭支援センターりぼん☎0422-40-5925

養育家庭(ほっとファミリー)になりませんか



都内には、現在約4,000人の子どもたちが、さまざまな事情から親元を離れて暮らしています。その子どもたちを一定の期間、家族の一員として育てる制度が養育家庭(ほっとファミリー)です。同制度は、法律上の養子縁組を目的としていないため、養育期間は1カ月程度の短期間から長期間まで、それぞれの事情に合わせることができます。地域の中で養育家庭として子育てを支援してみませんか。

「児童虐待防止」パネル展を開催します

第1弾

11月は「児童虐待防止推進月間」です。児童虐待の現状や取り組みなどについてご紹介します。

日 10月25日(月)～11月5日(金)午前8時30分～午後5時(5日は3時まで)

所 市役所1階市民ホール

第2弾

子育てに役立つ情報やコロナ禍での工夫、エピソードなどをご紹介します。

日 11月8日(月)～30日(火)午前8時30分～午後5時

所 同センター(教育センター2階)

※3歳未満のお子さんとお越しの方に、除菌グッズを差し上げます(なくなり次第終了)。